

クレジットカード会員規約の一部変更についてのお知らせ

「一般条項」の第8条(費用等の負担)に関して、2014年4月1日より一律以下の変更後の約款が適用されます。

【変更事項】

1. 費用等の表記について
[変更前] 内税表記 ⇒ [変更後] 外税表記
2. 支払を遅滞された場合の再振替手数料および振込用紙送付手数料について
[変更前] 200円(税別)の場合 ⇒ [変更後] 300円(税別)

※手数料の金額についてはクレジットカードの発行時期により以下の2種類の約款があります。また、2014年1月以降に新規クレジットカードを受領された方につきましては、既に変更後の最新の約款が適用されている場合があります。詳しくはお手元の会員規約をご確認ください。

＜変更前＞

【約款1】(手数料が税別200円)

第8条(費用等の負担)

(1)会員は、預金口座振替以外の方法でカード利用による支払金等を支払うときは、それに係る送金手数料を負担するものとします。(2)会員は、支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替を依頼したときは、再振替手数料として振替手続回数1回につき210円(うち税10円)、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき210円(うち税10円)を別に支払うものとします。(3)会員は、カードショッピング支払金の支払遅延等、会員の責に帰すべき事由により当社が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき1050円(うち税50円)を別に支払うものとします。

【約款2】(手数料が税別300円)

第8条(費用等の負担)

(1)会員は、預金口座振替以外の方法でカード利用による支払金等を支払うときは、それに係る送金手数料を負担するものとします。(2)会員は、支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替を依頼したときは、再振替手数料として振替手続回数1回につき315円(うち税15円)、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき315円(うち税15円)を別に支払うものとします。(3)会員は、カードショッピング支払金の支払遅延等、会員の責に帰すべき事由により当社が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき1050円(うち税50円)を別に支払うものとします。

＜変更後＞

第8条(費用等の負担)

(1)会員は、預金口座振替以外の方法でカード利用による支払金等を支払うときは、それに係る送金手数料を負担するものとします。(2)会員は、支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替を依頼したときは、再振替手数料として振替手続回数1回につき300円(＋消費税)、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき300円(＋消費税)を別に支払うものとします。(3)会員は、カードショッピング支払金の支払遅延等、会員の責に帰すべき事由により当社が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき1000円(＋消費税)を別に支払うものとします。 ⇒下線部を変更

(6)本条(1)(2)(3)項の規定に基づき、申込者が当社に支払うべき費用等の額が、経済情勢の変化等により不当となったときは、当社は、社会的に相当な範囲でこの額を変更することができるものとします。その場合は当社はあらかじめ変更内容を通知し、または当社のホームページで公表するものとします。 ⇒追加

【ご注意】本条(2)項および(3)項の申込者が当社に支払う費用等の額は消費税別表示です(別途消費税相当額を申し受けます)。 ⇒追加

※上記は会員規約第17条(規約の変更)に基づき、変更事項をホームページで公表するものです。